

令和6年7月9日

学校教育ボランティアコーディネーター配置校長 様

教育委員会事務局学校教育部指導課長

### 教育ボランティア事業における食糧費の執行及びQ&Aの更新等について（通知）

日頃から、教育ボランティア事業の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。  
教育ボランティア事業の活動費には、食糧費を費目として設けております。食糧費の執行範囲については令和6年度から一部変更していましたが、令和6年4月16日（火）に実施した研修会にて、御意見をいただいていたため、課内で検討した結果、以下のとおり変更することといたしました。  
また、上記研修会等での意見を受けてQ&Aを更新もしましたので合わせてお知らせします。

#### 1 食糧費の執行について

令和6年4月10日（水）に実施した学校向け事業説明会の配布資料の2及び3ページ、令和6年4月16日（火）に実施したコーディネーター向け研修会の配布資料「令和6年度 学校教育ボランティアコーディネーター研修会」の4ページ及び9ページの食糧費についての記載を以下のとおり変更いたします。

旧 熱中症対策のための、水・経口補水液・お茶・スポーツ飲料（ペットボトル・粉末等）のみ購入可とし、執行期間は環境省のクールビズ期間に準じることとします。

新 熱中症対策のための、水・経口補水液・お茶・スポーツ飲料（ペットボトル・粉末等）及び塩分補給をするためのタブレットや飴等を購入可とし、執行期間は原則5～10月とする。

#### 2 Q&Aの更新について

令和6年4月16日（火）に実施した研修会での質疑応答等を踏まえ、Q&Aの更新いたしました。御参考ください。

指導事務担当 中尾

電話：200-3737